

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>松伏春日部関宿線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市大字惣新田字九郎右エ門二七七 四番二地先から同市大字惣新田字三田 三八六五番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年五月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年五月十一日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第五号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 八三五・八一メートル</p>	<p>備考</p>